

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 24 年 1 月 18 日

全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁酒税課長
源 新 英 明

平成 24 年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に新年の御挨拶を申し上げます。本年が皆様にとって幸多い年となりますことを祈念申し上げます。

東北地方を中心に東日本の各地に甚大な被害をもたらしました東日本大震災から約 10 か月が経ちました。東日本大震災により被災された皆様には改めて心からお見舞い申し上げます。

国税庁において、これまで、酒類製造免許等の取扱いや被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の取扱い等について特例措置を講じるとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性確保のため、出荷前の酒類等の放射能分析等や輸出用酒類に係る証明書の発行を実施しています。また、酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対する酒税の軽減措置や、被災した中小企業等のグループに対する施設等の復旧に係る補助制度等が講じられています。さらに、酒類業に携わる方々の復興に資する研修会を実施することとしています。これらの施策を通じて震災からの復興支援に尽くしてまいります。

さて、酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などに伴い、大きく変化しています。

国税庁は、酒類業の健全な発達の確保を図ることを任務としており、その任務を達成するため、このような酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から「酒類の公正な取引環境の整備」、「酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応」、「酒類の販売管理に対する社会的要請への対応」、「中小酒類業者の経営改善等に対する支援」などの取組を行っております。

まず、酒類の公正な取引環境の整備については、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、

平成 18 年 8 月に定めた「酒類に関する公正な取引のための指針」(指針)の周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者を中心として酒類の取引状況等実態調査を効果的に実施し、指針のルールに則していない取引等が認められた場合には、改善指導等を行うほか、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合は、公正取引委員会にその事実を報告するなど公正取引委員会とも連携し、適切に対処しているところです。

なお、平成 22 年 1 月から施行されている改正独占禁止法に伴い、平成 21 年 12 月に公正取引委員会において酒類ガイドラインを含め、不当廉売等に関するガイドラインが改定され、さらに、平成 22 年 11 月には優越的地位の濫用ガイドラインが公表され優越的地位の濫用に対する考え方が明確化されています。国税庁といたしましては、これらのガイドラインも踏まえつつ、より効果的な取引実態調査を実施していくなど、引き続き、公正な取引環境の整備に配慮してまいりたいと考えております。

次に、中小酒類業者の経営改善等に対する支援については、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を国税庁ホームページで情報提供するとともに、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行っております。今後も有用な情報を提供してまいりたいと考えていますので、御活用いただければと思います。

また、酒類卸売業免許については、昨年 4 月 8 日に「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定され、酒類卸売業免許の要件緩和等について今年の 3 月末までに検討し、結論を得ることとされております。

国税庁としては、閣議決定を踏まえ、酒類業界の現状や酒類卸売業への新規参入に関するニーズ、酒税の保全に与える影響等を把握するため、貴中央会を始めとする酒類業団体等や事業者の方々からのヒアリング等を実施した上で、具体的な要件の緩和等について検討を進めているところです。

要件の見直しの内容等については、しかるべき時期に貴中央会にご説明をしていきたいと考えております。

最後に、国税電子申告・納税システム (e-Tax) について述べさせていただきます。

e-Tax につきましては、納税者の皆様の利便性の向上と事務の効率化に資することから、その普及及び定着に向けて積極的に取り組んでいます。酒類流通業者である皆様方におかれましては、酒類の販売数量等報告書などの酒税に関する手続に関しましては既にご利用いただいている方もおられると思いますが、所得税・法人税・消費税などの他税目についても、申告等の手続の際には、事務の省力化、ペーパーレス化にもつながる e-Tax を積極的に活用していただきますようお願いいたします (詳細は e-Tax ホームページ「<http://www.e-tax.nta.go.jp>」をご覧ください)。

新しい年、平成 24 年が皆様方にとりまして御多幸と御繁栄の年となりますよう、また、被災された酒類業者の皆様の早期復興を心から祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

○ 平成 23 年 12 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

期間 区分	12 月			1 ～ 12 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	325,100	356,734	91.1	2,798,237	2,917,811	95.9
発泡酒	80,725	94,732	85.2	861,096	988,366	87.1
新ジャンル	179,245	185,645	96.6	1,941,311	1,906,933	101.8
計	585,070	637,111	91.8	5,600,644	5,813,110	96.3